母子家庭の母に対する総合的な自立支援

雇用均等·児童家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

母子家庭の母に対する総合的な自立支援

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

母子家庭の自立支援策の概要

〇平成14年度に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、<u>「児童扶養手当中心</u>の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところ。

自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家庭等対策の推進

- 〇児童扶養手当法第2条(児童扶養手当の趣旨)
 - ・児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。
- 〇母子及び寡婦福祉法第4条(自立への努力)
 - ・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。



子育てと生活支援

- ○保育所の優先入所の 法定化
- ○ヘルパーの派遣などに よる子育て、生活支援 策の実施
- ○サテライト型施設の設 置など母子生活支援施 設の機能の拡充



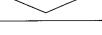
就業支援

- 〇母子家庭等就業・自立 支援センター事業の推 進
- 〇母子家庭の能力開発等 のための給付金の支給
- ○母子家庭の母の公共的 施設における雇い入れ の促進



養育費の確保

- ○養育費支払い努力義務の法定化
- ○法律相談事業の実施
- ○養育費の額の目安となる る算定表を含む「養育 費の手引」の作成
- 〇民事執行制度の改正に よる履行確保の促進



経済的支援

- ○自立を支援する観点か ら母子寡婦福祉貸付の 充実
- ○児童扶養手当の支給

母子自立支援員の設置

相談に応じ自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施(都道府県、市等)(平成17年度(12月末現在) 1,395人)

〈母子家庭の現状〉

急増する母子世帯

·123万世帯(H15) (5年前に比べ28%増)

母子の若年化の進行

・母子家庭となった時の平均 年齢 母33.5歳、子4.8歳 (子が18歳に達するまで 約13年)

就業率は高いが、 不安定な地位で就業

- ・8割を超える就業率
- ・うちパート49%、 常用雇用39%

不就業の者でも、高い 就業意欲

・不就業者のうち、約86%が「就職したい」と回答

庭 の自立に 向 け t: 総合的 な Ŧ ビスの提供

①子育で・生活支援

- ・保育所への優先入所 等、子育て支援サービ スの提供
- ・日常生活支援サービ スの提供
- ·各種生活相談(養育費 の確保等)

②就業支援

- ·就業相談、就業に関す る情報提供
- ・職業能力開発等への 支援
- ・雇用・就業機会の増大

③経済的支援

- •児童扶養手当
- ·母子寡婦福祉貸付金

〈あるべき方向〉

自治体による自 立支援のための 総合的なコーディ ネートが不可欠

〇総合的な相談窓口

・手当事務と他の就業・自立支援策との連働

〇母子家庭の個々の状況に 応じた自立支援プログラム (メニュー)の作成と実施

・地域の各種社会資源の活用

保育所、学校、子育てNPO、 児童福祉施設、母子寡婦福 祉団体、民生委員・児童委員、 ハローワーク など

母子自立支援プログラムについて(概要)

個々の児童扶養手当受給者の状況・二一ズに応じ、自立支援計画書を策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を設置することとする。

策定員の選定と配置

安定所OB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等

※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可

面接の実施



〇児童扶養手当受給者のうち自立・就労に対する意欲のある者等に対し個別に面接を実施

計画書の策定

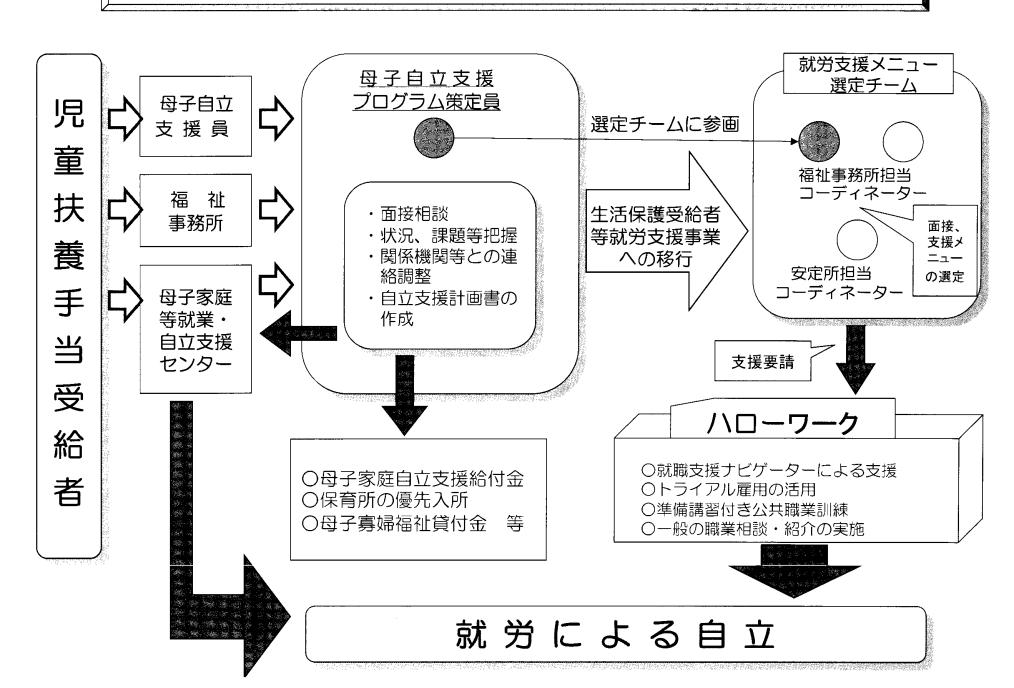


- ① 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、 本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- ② 本人の自立・就労を阻害している要因、課題
- ③ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容
- ④ 自立目標
- ⑤ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価
- ⑥ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った 指導、助言、対応等の内容

関係機関等との連絡調整

就労支援事業への移行

- 〇 就職等支援方策を検討するため、生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる支援対象者については、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整。
- 〇 策定員は、就労支援メニュー選定チームの構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し面接を実施。
- 〇 面接修了後、支援対象者に最も適し た支援メニューを選定。



989

自治体名	
仙台市	平成17 (2005) 年度、仙台公共職業安定所(ハローワーク仙台)に就労支援コーディネーター、就労支援ナビゲーター、職業指導官が新たに配置され、自立意欲のある生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象に、それぞれの受給者の状況に応じて、きめ細やかで確実な就労支援を行う「生活受給者等就労支援事業」が始まったことを受けて、本市では、「母子自立支援プログラム策定事業」(平成17 (2005) 年度福祉事務所(区保健福祉センター)で相談を受けた自立をめざし、就業を希望する児童扶養手当受給者に対し、ハローワーク仙台と連携を図り、公共職業安定所職員とがチームを組んで支援を進めている。なお、自立支援プログラムを実施するにあたっては、宮城労働局やハローワーク仙台、宮城県及び本市の福祉・経済の部局の関係者で構成する協議会を設置し、このようななか、「福祉」と「雇用」の緊密な連携・協力ともとに、具体的な自立支援プラムとそれを実行する体制(人と組織)が整い、これまでに22名の母子家庭の母に対し、ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援や、資格取得等の公共職業訓練、職業の相談・紹介等を行い、12名が就職し、支援継続中であるが就職に期待を持てるなど、着実に効果をあげている。
大阪市	相談者(年齢48歳。子供は高校生。)は、事務職で小規模事務用品卸企業に10年近く勤務していたが、事業経営が悪化し給与の遅配が続くようになったので転職を希望する。書類の書き方等をサポーターが指導しハローワークの一般窓口や求人誌で求職活動をしたが、職業検索の要領がつかめず就職に結びつかなかったため、生活保護受給者等就労支援事業につなぐ。ケース会議の結果、問題点は年齢要件とパソコンのネルが乏しいこと、と意見が一致したため、短期パソコンの基礎研究(大阪府事業)受講を指示、本人が意欲的に取り組み、ワード・エクセルの基本をマスターする。一方、ハローワークコーディネータからは積極的な求人情報の提供、検索の指導等の働きかけがあり、本人のやる気を刺激。日参に近い頻度でハローワークで求人検索を続け、若年より落ち着いた年代を希望する企業に、正社員、社会保険完備、給与16万円、賞与60万円~80万円で再就職が決まる。
神戸市	初回相談日:平成17年12月19日 結果:正社員として株式会社へ就職 ケース概要:児童1名あり(平成17年5月生)。平成17年11月離婚後自己都合退職(育児休業制度がなく、出産=退職という慣習があったため)。以降ハローワーク等も利用して就職活動(10社程度)を行うが、採用されず神戸市母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談を受ける。母子家庭等就業・自立支援センターでの対応:自立支援プログラムの対象者としてケース検討。就業意欲が高く、阻害要因がない。また、就労に必要なPCスキルも身につけている点を考慮し、就労可能と判断。職務経歴書の記入指導を行い、生活保護受給者等就労支援事業の候補者としてハローワークへ推薦した。

※千葉市については、議題3「事例発表」において、同市中央福祉事務所から報告があるので、本表には掲載 していない。

養育賞

一 の取り決めをしましょう

■ 養育費の支払い は ■ 親としての当然の 義務 です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、 父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



●民法(民法第四編第五編)(明治29年法律第89号)

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。 協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。
- 2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。
- 3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。
- 第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)

- 第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担 その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。
- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

厚生労働省

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め 父_____(以下、甲という。)、母____(以下、乙という。)は、 甲乙間の子____(以下、丙という。)の養育に関して次のとおり取り決める。 第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。 第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成 年 月から、丙が満20歳に達 する月までの間、毎月末日までに、月額金 円を、下記銀行口座に振 込み送金する方法により支払う。 但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、 別途協議して定める。 普通・当座預金口座 番号 口座名義人_____ 年 月 日 住 所 氏 名_____ 印 住 所 氏 名_____ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に 応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な 点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等 にご相談ください。

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施先一覧

(平成17年4月現在)

事業者の皆様へ

の国の国家計画を表現の国の国家に関係が通過できる。

- ●長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。 母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、 就職に際し、不利な立場にあります。
- ●平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する 特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等 の受注機会の増大への配慮が定められています。
- ●このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

例えば、どのような支援の方法があるのか?

- 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等 就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

【母子福祉団体等への事業委託例】

ビル・公園等清掃事業 自動販売機の設置 統計データ等入力業務 議事録作成業務 託児業務委託 等 食堂・喫茶・売店経営 事業所内の保育事業 介護人派遣事業 宅配給食サービス

日子家庭等就業・自立支援センターとは?

- 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・ 講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- → 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口:福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口:ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口:ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。



最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター 又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

. 94 —

全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体一覧表

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体)

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会	154-0012	東京都世田谷区駒沢2-33-7 全母子協会館内	03-3421-5366 03-3421-5545
	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	060-0031	礼幌市中央区北 1 条東 8 丁日 母子福祉センター内	011-261-0447 011-232-8095
	社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内	011-631-3270 011-643-5904
	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央32030 県民福祉プラザ内	017-735-4160
北海道	社団法人 岩手県母子寡婦福祉協会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 県福祉相談センター内	019-623-8539
東北	財団法人 宮城県母子福祉連合会	983-0832	仙台市宮城野区安接寺3-7-3 県母子福祉センター内	022-256-6512
146	社会福祉法人 秋田骤母子寡婦福祉連合会	010-0864	秋田市芋形住吉町4-26 県母子福祉総合センター内	018-833-4249 018-833-4246
	財団法人 山形界母子寡婦福祉連合会	990-0021	山形市小白川町2-3-3-1 県総合社会福祉センター内	023-633-0962 023-633-0961
	財団法人 福島県母子寡婦福祉連合会	960-8141	福島市渡利字七社営111 県総合社会福祉センター内	024-523-1250 024-523-4477
	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	310-0065	水戸市八幅町 1 1 - 5 2 県立母子の家内	029-221-7505 029-221-8618
	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会	320-0072	宇都宮市若草2-2-39 県母子福祉センター内	028-622-4524
	財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内	027-255-6636 027-255-6652 048-645-7886
	財団法人 埼玉県母子寡婦福祉運合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町 1 - 1 2 4 県母子福祉センター内 千葉市中央区家母 2 - 1 0 - 9	048-642-7112 043-222-5818
	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会	260-0856	〒葉市中央区文庫2-10-9 県母子福祉会館内 東京都新宿区神楽河岸1-1	043-225-9177 03-5261-1341~2
200	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会財団法人	162-0823	セントラルブラザ内 豚沢市江ノ島1-11-1	03-5261-1343 0466-27-2111
関東	朝國法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会 財団法人		県かながわ女性センター内 横浜市中区山下町253-1	0466-22-1035 045-651-0390
	横浜市母子寡婦福祉会財団法人	231-0023	市職能開発総合センター内 川崎市中原区今井上町34	044-733-1166
	州崎市母子寡婦福祉協議会 社団法人	211-0067	市母子福祉センターサン・ライヴ内 新潟市上所2-2-2	044-733-8934 025-281-5546
	新潟県母子寡婦福祉連合会財団法人	. 950-0994	ユニゾンプラザ内 甲府市朝日4-5-21	025-281-5547 055-252-7014
	山梨県母子寡婦福祉連合会社団法人	400-0025	県母子センター内 長野市若里7-1-7	055-253-7046 026-228-9233
	長野県母子寡婦福祉連合会社団法人	380-0928	県社会福祉総合センター内 静岡市駿府町 1 - 7 0	054-254-5220
-	静岡県母子寡婦福祉連合会 財団法人	420-0856 930-0094	県総合社会福祉会館内 富山市安住町5-21	054-254-0056 076-432-4298
	富山県母子寡婦福祉連合会 財団法人	930-0094	県総合福祉会館内 金沢市芳斉1-15-20	076-432-4221 076-264-0503
	石川県母子寡婦福祉連合会 財団法人	910-0026	県母子福祉会館内 福井市光陽2-3-22	076-231-5494 0776-21-0733
中部	福井県母子寡婦福祉連合会財団法人	500-8385	- 県社会福祉センター内 - 岐阜市下奈良2-2-1	0776-21-0310 058-274-0494
	岐阜県母子寡婦福祉連合会 財団法人	462-0033	県福祉農業会館内 名古屋市北区金田町3-11	052-915-8862
	要知県母子寡婦福祉連合会 財団法人 三類県母ス京紀境が連合会	514-0003	県母子福祉会館内 津市桜橋2-131 県社会福祉会館内	052-915-8444 059-228-6298 059-225-5874
<u></u>	- 三重県母子寡婦福祉連合会 社会福祉法人 - 滋賀県母子藩祉のぞれ会	520-0801	東代芸術化芸師内 大津市におの浜4−3−26 県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-3704 077-521-5082
近畿	- 滋賀県母子福祉のぞみ会 - 社会福祉法人 - 京都府母子寛禄福祉連合会	604-0874	原母子価値施設のこの程内 京都市中京区竹屋町通鳥丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館内	
L	京都府母子寡婦福祉連合会		N) TCM 口工工工(日江工工)(日)	

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
11 21 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	602-0827	京都市上京区桝形通出町西入上る相生町98 市母子福祉センター米岡荘内	075-256-2194
	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	540-0012	- 大阪市中央区谷町 5 - 4 - 1 3 - 府谷町福祉センター内	06-6762-9995 06-6762-3796
	社団法人 大阪市母と子の共励会	531-0071	大阪市北区中津1-4-10 市立愛光会館内	06-6371-7146 06-6371-6722
	財団法人 兵庫県婦人共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-11 県母子会館内	078-341-7372 078-341-7384
	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会	650-0016	神戸市中央区橘通3-4-1 市立母子福祉センター内	078-341-4532 078-371-6478
	社団法人 奈良県母子福祉連合会	634-0061	橿原市大久保町320-11 	0744-29-0188 0744-29-0189
	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東3-6-46 県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376 073-444-0488
中	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野 1 7 2 9 - 5 県立福祉人材研修センター内	0857-59-6331 0857-59-6340
	財団法人 島根県母子会連合会	690-0011	松江市東津田町1741-3 県立母子福祉センター内	0852-32-5920 0852-32-5921
	財団法人 岡山県母子寡婦福祉連合会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県庁保健福祉部子育で支援課内	086-224-2111 (内2856) 086-234-5770 082-231-6423
国	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0844	広島市中区舟入幸町12-14 県立母子福祉センター内	082-231-6423
	財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町1-9-43 市社会福祉センター内	082-241-3722 083-923-2490
	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会	753-0054	山口市富田原町4-58 県母子福祉センター内	083-923-2499 083-923-2499 088-654-7418
	財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立母子福祉センター内	088-654-7418 088-654-7414 087-833-3472
四国	財団法人 香川県母子福祉連合会	- 760-0018	高松市天神前4-10 	087-833-3665 089-931-1022
	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	790-0804	松山市中一万町7-3 県母子福祉センター内 高知市栄田町10-18	089-931-7235 0888-72-5873
	財団法人高知県青蘭会連盟	780-0061	高知中末田町 10 年 10 県母子福祉会館内 春日市原町 3 - 1 - 7	092-584-3922
	社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会	816-0804	春日 中原町 3 ー 1 ー 7 県総合福祉センター内 北九州市戸畑区汐井町 1 ー 6	092-584-3923 093-871-3225
	財団法人北九州市母子寡婦福祉会	804-0067	ルル州市戸加陸/グ州町 1 = 0 ウエルとばた内 福岡市中央区大手門 2 = 5 = 15	093-871-3226 092-741-8967
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	市母子福祉センター内 佐賀市鬼丸町7ー18	092-761-5427 0952-24-0064
	財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	840-0021	県母子福祉センター内 長崎市茂里町3-24	0952-24-0293 095-846-8722
九州	社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	852-8104	・ 県総合福祉センター内 ・ ・ 熊本帝南千反畑町3-7	095-848-7456 096-324-2136
	社会福祉法人 据本県母子寡婦福祉連合会 財団法人	860-0842	・ 県総合福祉センター内 ・ 大分市大津町 2 ー 1 ー 4 1	096-359-8022 0975-52-3313
	財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会 財団法人	870-0907	県総合社会福祉会館内 宮崎市原町2-22	0985-22-4696
	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会 社会福祉法人	880-0007	県福祉総合センター内 鹿児食売取油新町1-7	099-258-2984
	在芸術社法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会 社団法人	890-0064	展社会福祉センター内 駅覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-4099
	社团法人	903-0804	が朝巾目至口頭町4-3/3-1 : 県総合福祉センター内	098-887-4091

(NPO法人)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
NPO法人あごら	116-0003	東京都荒川区南千住3-10-10 リバーサイド中西3F	03-3891-1191 03-3891-0962
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	171-0051	東京都豊島区長崎5-1-31-819 豊島ハイツ	03-5995-3711 03-5995-3711
NPO法人W I N K	277-0843	千葉県柏市明原3-18-5 グランドヒル明原103	04-7142-3232 04-7142-3233
NPO法人就業支援ネットワーク	816-0078	福岡県福岡市博多区竹丘町2-1-4	092-583-6635 092-583-6635

(注) 内閣府認証法人で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で把握している法人